

# 奨学のための給付金制度のご案内

～ 生活保護（生業扶助）世帯 又は  
「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯の方 ～

## 1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

## 2. 支給要件

令和5年7月1日(基準日)時点で以下の全ての要件を満たす場合、支給対象となります。

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金 の各支援金の受給資格要件を満たす者であること。
  - ※特別支援学校高等部の生徒の場合、支給対象外
  - ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等は除く）が措置されている生徒の場合、支給対象外
- 保護者等が茨城県に在住していること。
  - ※保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 保護者等の世帯が、「生活保護受給世帯(専攻科の生徒を除く)」又は保護者等全員が「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」であること。
- 基準日に在学していること。
  - ※高校生等が休学している場合の取扱いについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 高校生等1人につき、支給回数上限に達していないこと。
  - ※各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。

## 3. 支給額【年額（高校生等1人あたり）】

区 分		通信制以外	通信制
生活保護（うち生業扶助の高等学校等就学費）受給世帯		32,300円	32,300円
道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 が非課税 である世帯	第1子	117,100円	50,500円
	第2子以降	143,700円	
	専攻科に通う生徒	50,500円	

※ 詳細は、「(国公立) 奨学のための給付金 対象者及び支給額等確認シート」をご確認ください。

## 4. 支給の時期

審査が完了次第、支給となります。

## 5. 申請方法・提出期日

給付を受けるには、毎年、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付は受けられません。申請方法は、保護者等が在住する都道府県によって異なります。

「茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書」に記入後、必要書類を添付し、  
**令和 5年 9月22日 (必着)** までに学校へ提出してください。

**お問い合わせ先：茨城県立笠間高等学校事務室【0296-72-1171】**

## 奨学のための給付金 Q&A

Q1 道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税（0円）であることの確認はどのように行われますか？

A1 高等学校等就学支援金（認定を受ければ授業料が実質無償になる制度）等の手続で提出いただいた「令和5年度 住民税（非）課税証明書等」または「マイナンバー」により確認します。

このため、基本的には保護者等の「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額」が非課税（0円）であることが確認できる書類の提出は不要ですが、後述のQ2の場合は、証明書の提出が必要になります。

Q2 母は無職で父の控除対象配偶者であることが、父の課税証明書で確認でき、その父の課税証明書を高等学校等就学支援金のために提出済です。この場合、保護者等の「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額」が非課税（0円）であることが確認できる書類の提出は不要ですか？

A2 「奨学のための給付金」では、保護者等が父母の場合、父と母両方の「令和5年度 住民税（非）課税証明書等」の添付が必要です。高等学校等就学支援金の申請時に父の課税証明書等のみを提出された場合は、母の（非）課税証明書等の提出が必要になります。

※ 課税証明書を取得する前に、お住まいの市町村の市町村民税課窓口で課税の有無を確認することができます。

Q3 両親の片方が海外勤務のため課税証明書等が発行できません。対象になりますか？

A3 海外勤務のため“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”の課税証明を受けられない方がいる場合は、課税証明書の場合・マイナンバーの場合いずれも給付金の支給対象となりません。

Q4 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

A4 収入にはみなされません。福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、生活保護における生業扶助収入設定から除外されます。

Q5 兄（2年生）弟（1年生）がそれぞれ違う国公立高等学校等に通っています。申請書は別々に記入して、各学校へ提出なのでしょうか？給付額はどうなりますか？

A5 お一人ずつ、それぞれの在籍学校へ申請書等を提出してください。支給額は、保護者の被扶養者が高校生2人で通信制以外の国公立高等学校等に在学の場合では、2年生は第1子に該当するため117,100円、1年生は第2子以降に該当するため143,700円となり、合計260,800円がこの世帯への給付額になります。  
注）私立校の高校生等の場合、給付額が異なります。

# (国公立)奨学のための給付金 対象者及び支給金額等確認シート

1. 令和5年7月1日時点で、学校に在籍しており、“高等学校等就学支援金”、“学び直し支援金”、又は“専攻科修学支援金”の支給対象である生徒ですか。

はい

いいえ

2. 令和5年7月1日時点で、生活保護(生業扶助)を受給している世帯ですか。

はい

いいえ

ケース①  
へ

3. 保護者等全員が、申請年度の“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”が非課税である世帯ですか。

はい

いいえ

7. 家計急変により、収入見込額が非課税相当となった世帯ですか。(家計急変…保護者の失職等により収入が激減し、生徒の就学に要する経費を支出することが困難になった状態)

はい

いいえ

8. 令和5年7月2日以降に、生活保護(生業扶助)の受給を開始した世帯ですか。

はい

いいえ

ケース⑥  
へ

ケース⑦  
へ

4. 世帯に、扶養されている通信制の高等学校等または高等学校等専攻科に在籍する生徒がいますか。

はい

いいえ

ケース②  
へ

5. 高校生等(本人及び高校に在学する兄弟姉妹)の他に15歳(中学生を除く)以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹がいますか。(特別支援学校高等部に通う兄弟姉妹も含む)

はい

ケース③  
へ

いいえ

6. 生徒本人のほかに、扶養されている高校生等がいますか。

はい

いいえ

ケース④  
へ

ケース⑤  
へ

ケース①…「生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯」です。32,300円が支給対象となります。

ケース②…通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)の生徒には、50,500円が支給され、通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)以外<sup>の</sup>高等学校等の生徒もいる場合、その生徒には143,700円が支給されます。

ケース③…「非課税世帯第2子単価の世帯」です。143,700円が支給されます。

ケース④…高校生等のうち、1人目は117,100円が支給されます。2人目以降は143,700円が支給されます。

ケース⑤…「非課税世帯第1子単価の世帯」です。117,100円が支給されます。

ケース⑥…奨学のための給付金及び家計急変世帯向け給付金の支給対象ではありません。

ケース⑦…「家計急変世帯」です。家計急変の状況が確認できる書類を提出いただき、非課税相当と認められれば給付金の支給対象となります。支給額は、家計急変の時期や生徒の兄弟姉妹の有無などによって異なります。

※早期給付により一部の給付を受けた場合は、年額から早期給付額を控除した残額が受給額となります。  
(※ 年額を超えた支給はない)

※裏面もご確認ください

## ○提出書類について

表面のケースに応じ、必要書類が異なります。該当するケースを確認の上、必要書類を提出してください。  
また、奨学のための給付金の支給対象でない場合は、提出する書類はありません。  
なお、「令和5年度(非)課税証明書」または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」については、就学支援金等で既に学校に提出済のときは、省略できます。ただし、控除対象配偶者は就学支援金等で「令和5年度(非)課税証明書」等を提出していない場合は、省略できません。

### ケース①(提出書類):生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・令和5年7月1日現在、生活保護(生業扶助の高等学校等就学費)を受給していることが確認できる書類

### ケース②(提出書類):生徒が通信制又は専攻科に在籍する場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
  - ・口座振替依頼書
  - ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
  - ・全保護者等(専攻科は生計維持者)の「令和5年度(非)課税証明書」
  - ・または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
  - ・個人対象要件証明書(専攻科在籍の生徒のみ)
- 【生徒に兄弟姉妹がいる場合は上記書類のほか次の書類が必要です】
- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
  - ※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」も併せて提出してください。

### ケース③(提出書類):非課税世帯(第2子以降単価)

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等(専攻科は生計維持者)の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
- ※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」を併せて提出してください。

### ケース④(提出書類):対象生徒本人以外に高校生等を扶養している世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
  - ・口座振替依頼書
  - ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
  - ・全保護者等(専攻科は生計維持者)の「令和5年度(非)課税証明書」
  - ・または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
- 【生徒に兄弟姉妹がいる場合は上記書類のほか次の書類が必要です】
- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
  - ※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」も併せて提出してください。
  - ※高校生等が複数いる場合、各生徒分の申請書を提出する必要があります。

### ケース⑤(提出書類):非課税世帯(第1子単価)

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等(専攻科は生計維持者)の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」

### ケース⑥で必要な書類 → 提出する書類はありません

### ケース⑦で必要な書類

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等(専攻科は生計維持者)の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
- ※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」を併せて提出してください。
- ・奨学給付金に係る家計急変状況申出書
- ・家計急変の発生事由を証明する書類  
例…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通告書 など
- ・家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類  
例…市町村の課税証明書、会社の給与支払見込証明書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 など
- ・保護者等の扶養親族の人数、年齢を確認するための書類  
例…扶養親族分の健康保険証の写し など

※このほか、収入状況確認のため必要な書類を追加で提出いただく場合があります。

## ○注意事項

奨学のための給付金は、高校生等1人につき、各年度1回(全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回)が支給回数上限となります。ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。